

昭和三十六年法律第二百三十八号

児童扶養手当法

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 児童扶養手当の支給（第四条―第十六条）

第三章 不服申立て（第十七条―第二十條）

第四章 雑則（第二十一条―第三十六條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童扶養手当の趣旨）

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

（用語の定義）

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付

八 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

十一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童扶養手当の支給（支給要件）

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がいない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること、をいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がいない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がいない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がいない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき、当該児童については、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。

三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（支給の調整）

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

（手当額）

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千五百円とする。

2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）を加算した額とする。

一 第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうちの一人をいう。次号において同じ。） 一万円

二 第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の

物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第十三条の三第一項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をするときがでなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定時期)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 手当は、支給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 支給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は支給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、支給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第九条の二 手当は、支給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に應じて、前条の規定による額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

の者の扶養親族等の有無及び数に應じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に關しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。

一 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、第九条第一項に規定する政令で定めらる額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、第九条の二に規定する政令で定めらる額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に應じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十三条 第九条から第十一条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、支給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他の障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

3 手当は、支給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等

の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

4 第一項各号別記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第十三条の三 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。

四 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による

る届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。（未支払の手当）

第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者の監護等児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て（審査請求）

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。（審査庁）

第十七条の二 第三十三条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。（裁決をすべき期間）

第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日（時効の完成猶予及び更新）

第十九条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。（再審査請求）

第二十条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。（費用の負担）

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国が負担し、その三分の二に相当する額を都道府県等が負担する。（時効）

第二十二条 手当の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第九十七条第一項中「年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。（受給権の保護）

第二十四条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。（公課の禁止）

第二十五条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。（期間の計算）

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。（戸籍事項の無料証明）

第二十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七

号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。（届出）

第二十八条 手当の支給を受けている者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、内閣府令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。（相談及び情報提供等）

第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援（当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。）その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

3 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。（調査）

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母

につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（手当の支払の調整）

第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（実施命令）

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

（町村長が行う事務等）

第三十三条 手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、町村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）が行うこととすることができる。

2 都道府県知事等は、手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

（町村の一部事務組合等）

第三十三条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（事務の区分）

第三十三条の三 この法律（第二十八条の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第三十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（罰則）

第三十五条 偽りその他の不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第三十六条 第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

7 第二十一条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

（不正利得の徴収の特例）

第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

附則（昭和三十七年四月一六日法律第七八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一〇日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により

出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十七年九月八日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等とともに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十八年七月一六日法律第一五〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年五月三〇日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和三十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一法律第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の

法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年五月三一法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月二一日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十五号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十六号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、

又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四一年七月一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四一年七月二五日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十二月一日から、第五条の改正規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二九日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年八月二日法律第二二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四二年八月二七日法律第一三六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 第五条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四三年五月二八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十

二条、第七十七条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月一〇日法律第八七号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四五年六月四日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三〇日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月二三日法律第九七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十一条第二項第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第三十三条第一項ただし書、第三十八条及び第四十三条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民年金法第十八条の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の規定並びにこの法律による改正

後の特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十一條第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

附則（昭和四十八年九月二十六日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和四十九年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三条第一項に規定する児童とされた者を昭和四十九年九月一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

（児童扶養手当等の支払に関する経過措置）

第五条 昭和四十九年九月における児童扶養手当、特別児童扶養手当又は特別福祉手当の支払については、児童扶養手当法第七條第三項本文（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。

附則（昭和五〇年六月二七日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四條第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

の認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

附則（昭和五一年六月五日法律第六三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定、第七條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第三條及び附則第九十二号という。）附則第三條及び附則第五條の改正規定、附則第六條の二を削る改正規定、附則第八條、附則第十條及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。並びに次条から附則第五條まで、附則第二十四條から附則第三十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定 昭和五一年八月一日

二 略

三 第五條の規定（前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。）並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十四條までの規定 昭和五一年十月一日

四 から六まで 略

七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十二年四月一日

（第八條の規定の施行に伴う経過措置等）

第九條 昭和五一年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

第十條 昭和五十三年三月三十一日までの間においては、児童扶養手当法第三條第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により児童扶養手当法第三條第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五二年五月二七日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国国民年金法第六十八條の改正規定及び第三條中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

第五條 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一〇月三一日法律第八二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 及び二 略

三 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千元」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第四条の規定（法律第七十二號附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第四條の規定、第七條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十一條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二號附則第二十條の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手

当法第五條の規定、第十一條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十六條、附則第二十五條、附則第三十六條から附則第三十八條まで、附則第五十一條第三項、附則第五十二條第二項、附則第五十四條及び附則第五十五條の規定 昭和五十五年八月一日

（第十條の規定の施行に伴う経過措置）

第五十四條 昭和五十五年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五六年六月一二日法律第八六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十七年八月一三日法律第七九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十七年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和六〇年六月七日法律第四八号）抄

関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年六月七日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年七月四日法律第一〇一号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則（平成二十四年七月三十一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年一月二十九日法律第一一九号）抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法（次条において「旧法」という。）第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をしこの法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この項及び次項において「新法」という。）第六条の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に関し新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき（同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に関し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年三月三十一日法律第二一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度の支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度の支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附則（平成一六年二月三日法律第一五三三号）抄

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一七年一〇月二日法律第一〇二二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年二月一〇日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二十二條 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二十二條 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第六条 附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給される旧執行官法附則第十三条の規定に基づく年金たる給付は、前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第一百零三条、第一百零五条から第一百零八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第百

三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第四百一十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

附 則（平成一九年七月六日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月三日法律第八五号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月一日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

（調整規定）

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律

第三十号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合においては、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附 則（平成二二年六月二日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（認定の請求等に関する経過措置）

第二条 平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法（以下「新法」という。）の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給要件（以下この条において「新支給要件」という。）に該当すべき者（この法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。）は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の請求をとることができる。

2 前項の請求をとった者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成二十二年十一月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十二年八月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の請求をとった者を除く。） 同月

二 平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。） その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

第三条 前条第一項の請求をとった者及び同条第三項第一号に掲げる者に対する手当の支給に関

し、新法第十三条の二の規定を適用する場合において、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十二年八月一日」とする。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年二月一〇日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六三三号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十五条 附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年九月五日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第九十条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第九十条の改正規定、第九十条の二を削る改正規定、第九十条、第九十一条、第九十二条第一項、第九十二条及び第九十三条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十二条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十條から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二條第一項の改正規定並びに附則第四條第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
二 略

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成二十六年十二月一日において第三条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この条において「新法」という。）の規定において「旧支給要件」という。）の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当すべき者（第三條の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。）は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について新法第六條第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七條第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。） 同月

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。） その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

4 第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十三條の三の規定を適用する場合においては、同

条第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十二條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九條の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三条及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第十七條 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一 から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成二八年五月二三日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年度四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日本法律第四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日
イ 第一一条中所得税法第二條第一項の改正規定、同法第七十九條第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定、同法第八十五條の五の改正規定、同法第九十條の改正規定、同法第一百二十二條第三項の改正規定、同法第一百三十二條第三項の改正規定、同法第一百五十一條第六項の改正規定、同法第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項の改正規定、同法第二百六十六條の改正規定、同法第二百八十五條第一項の改正規定、同法第三百八十八條第一號イ及びロ並びに第二項第一號の改正規定、同法第四百八十七條の改正規定、同法第五百九十四條の改正規定、同法第五百九十五条の改正規定、同法第六百九十五條の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第六百九十八条第六項の改正規定、同法第七百零三条の三第一號の改正規定、同法第七百二十三條の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改

正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第二百二十二条及び第二百二十三条の規定（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十三条

2 前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条及び前条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ令和元年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金（以下この項において「児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四百十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

附 則（平成三〇年五月二五日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(国の補助に関する経過措置)

第五条 施行日の前日の属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三号及び第七十六号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、

別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 略

三 第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改正規定並びに附則第六条第二項及び第三項の規定 平成三十一年九月一日

（児童扶養手当に関する経過措置）

第六条 平成三十年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

2 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第七条第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法（次項において「新児童扶養手当法」という。）の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。

3 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七条第三項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法

第四十一条の十九第一項の改正規定（「千
万円」を「八百万円」に改める部分に限
る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第
一項第四号を同項第五号とし、同項第三号
の次に一号を加える部分を除く。）、同法第
九十四条の改正規定、同法第九十五条の改
正規定及び同法第九十六条の改正規定並び
に附則第七十四条第一項及び第三項、第百
十一条、第四百四十四条並びに第四百九十九
条の規定

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲
げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合及びこの附則の規定によりなおその効力
を有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

附 則 （令和二年六月五日法律第四〇
号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改
正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三
の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規
定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同
法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第
六条の規定、第十一号の規定（第五号に掲げ
る改正規定を除く。）、第十二号の規定（第六
号に掲げる改正規定を除く。）、第十三号の規
定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十
条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第
一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金
法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九
条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附
則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金
法第四十八条の二項及び第四十条第八項の
改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五

条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規
定、次条第二項から第五項まで及び附則第十
二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等
の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三
十四号。次号及び附則第四十二条から第四十
五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改
正法」という。）、附則第二十条及び第六十四
条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金
制度の一元化等を図るための厚生年金保険法
等の一部を改正する法律（平成二十四年法律
第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」
という。）、附則第二十三条第三項、第三十六
条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の
改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九
十五条中行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律（平成
二十五年法律第二十七号）別表第二の百七
項の改正規定並びに附則第九十七条の規定
公布の日

二及び三 略

四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三
年三月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、こ
の法律による改正後のそれぞれの法律の施行の
状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続
可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情
勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並
びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点
から、公的年金制度及びこれに関連する制度に
ついて、持続可能な社会保障制度の確立を図る
ための改革の推進に関する法律（平成二十五
年法律第百二十二号）第六条第二項各号に掲げる事
項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化そ
の他必要な事項（次項及び第四項に定める事項
を除く。）について検討を加え、その結果に基
づくに必要な措置を講ずるものとする。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月
三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定
による認定の請求をしたときは、その者に対す
る児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の
規定にかかわらず、当該各号に定める月から始
める。

一 令和三年三月一日において現に児童扶養手
当法の規定による児童扶養手当の支給要件に
該当している者（同日において当該支給要件

に該当するに至った者を除く。）であつて第
十四条の規定による改正後の児童扶養手当法
第十三条の二第二項第一号に規定する障害基
礎年金等（次号において「障害基礎年金等」
という。）を受けているもの 同月

二 令和三年三月一日から同年六月三十日まで
の間に児童扶養手当の支給要件に該当するに
至つた者であつて障害基礎年金等を受けてい
るもの その者が当該認定の請求に係る児童
扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又
は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた
日のいずれか遅い日の属する月の翌月

2 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当
の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の
規定を適用する場合においては、同条第一項中
「手当の支給要件に該当するに至つた日の属す
る月の初日」とあるのは、「令和三年三月一日」
とする。

3 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支
給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関す
る経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八
号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月二二日法律第七六
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和
四年法律第七十五号）の施行の日から施行す
る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の
公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含ま

む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いう。）の規定により従前の国の機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののほか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国の機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により
従前の国の機関に対してされている申請、届出
その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規
定により相当の国の機関に対してされた申請、
届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前
の国の機関に対して申請、届出その他の手続を
しなればならない事項で、この法律の施行の
日前に従前の国の機関に対してその手続がされ
ていないものについては、法令に別段の定めが
あるもののほか、この法律の施行後は、これ
を、新法令の相当規定により相当の国の機関に
対してその手続がされていないものとみなし
て、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設
置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織
法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第
一項の省令は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定
に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七
条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二
条第一項の省令としての効力を有するものとす
る。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定
めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、
政令で定める。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この

法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）